

私設取引システム運営業務規程に関する細則

第1条 目的

この細則は、「私設取引システム運営業務規程」（以下「規程」という。）の施行に際し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 売買価格の決定方法

当社の私設取引システムにおける売買価格の決定は、取引参加者の提示した指値が、取引の相手方となる他の取引参加者の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる。注文は、規程第 10 条に規定する注文取扱の原則に従って取扱われ、すでに受注している売り注文（または買い注文）の指値と、新たに受注した買い注文（または売り注文）の指値とが合致した際に売買が成立する。

第3条 呼値の刻み

規程第 11 条に規定する呼値の刻みは、別表 1 のとおりとする。

第4条 制限値幅

規程第 13 条に定める制限値幅は、別表 2 のとおりとする。ただし、東京証券取引所において制限値幅の拡大措置がとられている銘柄については、東京証券取引所の措置をもとに、制限値幅の上限ないし下限を拡大する。

第5条 上場株式等の取引所金融商品市場外取引に係る配当落ち等の期日

- 1 当社の私設取引システムにおける株券の売買につき、配当落ちまたは権利落ちとする期日は、原則として、権利確定日の 1 営業日前の日（権利確定日が休業日にあたるときは、権利確定日の 2 営業日前の日）とする。
- 2 規程第 14 条第 2 項に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、当該併合の効力発生の日の 2 営業日前の日とする。

第6条 上場株式等の取引所金融商品市場外取引に係る売買単位についての特則

- 1 規程第 14 条第 1 項ただし書きに規定する当社が特に指定する銘柄とは、東京証券取引所での売買単位が 10 株（または口）未満かつ基準価格が 6,000 円未満のものをいい、前々条ただし書きにより制限値幅の下限が拡大されている場合には、基準価格が 6,000

円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む。

- 2 前項に基づき指定する銘柄については、原則としてその売買単位を 10 株（または口）とする。ただし、当社は、その売買単位を別途定める、または当該銘柄の売買を停止することができる。

第7条 注文の有効期限

規程第 15 条に規定する注文の有効期限は、「当日限り」とする。

第8条 注文の種類

規程第 16 条第 2 項に規定する注文の種類は、次のとおりとする。

- (1) 指値注文：指定した価格かそれよりも有利な価格で約定させる注文。
- (2) IOC (Immediate OR Cancel) 注文：注文発注時のみ有効とする指値注文。注文時点で約定成立可能な数量のみ執行し、未約定となった注文についてはキャンセルされる。
- (3) FOK (Fill OR Kill) 注文：一括全量執行を条件とした指値注文。全量執行が即座にできない場合は、当該注文はキャンセルされる。
- (4) POST-ONLY 注文：注文発注時に板に対応する注文がない場合に限り受け付けられ、対応する注文が存在する場合にはキャンセルされる。

第9条 外部情報ベンダーを通して提供される価格情報等に係る管理方法

- 1 当社は、規程第 19 条第 2 項に規定する外部情報ベンダーを通して提供される価格情報等に関して、概ね 6 か月毎に以下の確認を行うものとする。
 - (1) 当該価格情報等が金融商品取引業等に関する内閣府令第 17 条第 7 号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに従い提供されていること
 - (2) 当社の私設取引システムにおいて上場株式等の売付け又は買付けの申込みを行う顧客が、前号を満たす価格情報等を提供している外部情報ベンダーのうち少なくとも 1 社と情報取得等に係る契約を有していること
- 2 (i) 前項の確認、その他の方法において、前項を満たさないことが判明した場合、又は、(ii) 当該要件を満たさないことを当社が把握した場合、当社は、顧客に対して、当社による価格情報の提供実施等についての検討を行うものとする。
- 3 (i) 第 1 項の確認、その他の方法において同項 2 号の要件を満たさないことが判明した場合、又は、(ii) 同号を満たさないことを当社が把握した場合、当社は当該顧客が速やかに同 2 号の要件を満たすよう働きかけを行うこととする。当該顧客が同 2 号の要件を満たすまでの間、当社は当該顧客からの上場株式等の売付け又は買付けの申込みの受付を中止するものとする。ただし、当該顧客の原始顧客が被る不利益等に鑑み、特段の事情がある場合には、この限りではない。

4 2項又は、前項ただし書きの場合は、金融庁に報告し、協議するものとする。

第10条 決済日

規程第20条に規定する決済日は、約定日から起算して3営業日目とする。

第11条 取扱手数料および手数料の支払い方法

取扱手数料については、取引参加者との取引の開始時に取り決めるものとし、手数料は当社が日次で算出した料金（1円未満の端数が生じる場合は、切り捨ていたします。）を月次で集計し取引参加者に請求するものとする。

第12条 システムの概要および管理

当社が使用するシステムの概要およびその管理方法は以下のとおりとする。

(1) システムの概要

- イ 当社の基幹となるフロントオフィスシステム（以下、「マッチングエンジン」という。）は、ジャパンネクスト証券（以下、「JNX社」という。）を通じて Nasdaq Technology の X-STREAM システムをライセンス契約に基づき使用するものとする。
- ロ 当社は、JNX社および Nasdaq Technology のアドバイスをもとに X-STREAM システムを稼働させるシステム構成を決定する。原則として、取引参加者がそれぞれ使用している注文管理システム（OMS）と当社のマッチングエンジンとを専用回線で接続し、FIXプロコトル等により注文・約定報告のやり取りを行うものとする。
- ハ 取引参加者から個々の注文ごとに、システム上取引参加者を識別するコードと各注文を識別するコードが付され、当該コードをもとに受注、注文の取消訂正、約定および約定報告を行う。
- ニ 当社マッチングエンジンは、制限値幅を逸脱する注文を受け付けない設定とする。
- ホ マッチングエンジンが参照する証券マスターデータ、主たる市場の終値情報およびコーポレートアクションに係る必要データ等の情報については、株式会社QUICK、リフィニティブ・ジャパン株式会社等とのサービス契約に基づき提供を受ける。
- ヘ 当社マッチングエンジン上の注文および約定の状況は、外部情報ベンダーに配信するものとする。取引参加者は、当該外部情報ベンダーから当社の気配情報の配信を受け、それぞれの原始顧客に提供することができるものとする。

(2) システムの設置場所

当社は JNX社とのサービス契約に基づき、株式会社アット東京の提供するデータ

センターサービスを利用し、当該データセンターに当社マッチングエンジンに関するシステムのすべてを設置する。

(3) システムの容量

当社が稼働させる X-STREAM システムは、以下のような処理能力と処理容量を有するように設計するものとする。

- イ 1秒当たりの注文処理能力:196,000 件以上
- ロ 1件当たりの処理速度 : 100 マイクロ秒以下
- ハ 1日当たりの注文処理容量:1 億件(1)
- ニ 最大一斉注文受付件数:2500 万件(2)
- ホ 一日当たりの注文処理容量と最大一斉注文受付件数は、サーバーのメモリー増強、複数サーバーを並列分散処理することにより、その数値の拡張を図ることができる仕様にするものとする。また、当社は必要に応じて、適宜一日当たりの注文処理容量と最大一斉注文受付件数の拡張を図るものとする。
- ヘ 当社は一秒当たりの注文処理能力の容量を保つため、注文の流入速度を遅くする機能（スロットリング機能という。(3)）等を特定の取引参加者に関連する最終顧客等またはマッチングエンジン全体に掛けその適正性を保つものとする。
- ト 当社では、取引量増大に対応すべく、十分なシステム容量を確保できるよう業務容量計画を策定し、隨時見直しを実施する。当該業務容量計画を策定するに当たっては、全てのシステムとアプリケーションが、業務容量計画に必要な数値を集めることができるよう組むものとし、システム容量の利用度合いを開発、品質管理および稼働の観点から把握し、新規システム構築と保守に必要な容量・遂行要素を勘案しながら、システム開発計画ならびに業務容量計画を策定する。

(4) システムの保守・運用等

当社は、危機管理計画や障害発生時の報告手続き、システム運営マニュアルを整備し、次に掲げるシステム保守・運用体制を構築する。

イ マッチングエンジンの保守

JNX 社とのライセンス契約上、同社のシステム部門を通じて原則として、24 時間 365 日監視・サポートサービスが提供される。

サポートの体制は、障害等のレベルに応じて取り決められており、取引が停

¹ 注文処理容量は新規注文件数のみカウントするシステム仕様（新規注文に対し、訂正、取り消しは別に1件とカウントせず新規注文のみをカウントする。）とする。

² 最大一斉注文受付件数（同時に注文受付処理可能な新規受付件数（新規注文のうち既約定注文および取消し注文の件数は除く。）の合計件数）は 2,500 万件を上限として設定する。

³ 1秒間に一定数量を超える注文が入った場合は、当該 1秒間は新たな注文の受付および既存注文の訂正を受付しない機能

止する等の重大な障害が発生した際には、当該障害が解消するまで**24**時間体制のサポートが受けられる。また、マッチングエンジンのソフトウェアに関する障害は、JNX 社を通じ、シドニー、ドバイ、ストックホルムおよびニューヨークに**24**時間体制で待機している、**Nasdaq Technology** のサポート要員にログ等を送り対応を行う。

ロ システムの冗長性

- ① 取引参加者および情報ベンダーとの接続に使用するゲートウェイサーバーおよびマーケットデータを配信する以下のサーバーについても二重化する。接続サーバーが切り替わった際にもデータの受信・配信漏れが発生しないよう、通信データの通番管理を行う。接続は、専用回線を通じて行う。
 - a. 相場情報配信サーバー
 - b. 注文・約定通信サーバー
- ② 取引に係る以下の基幹システムについては、当社データセンター内において完全な冗長化を図り、プライマリーサーバーの障害発生に際しては即座にセカンダリーサーバーで処理を継続する構成とする。この場合、セカンダリーサーバーは、プライマリーサーバーと同一の仮想 IP アドレスを有するものとし、また、プライマリーサーバーで発生するイベントデータは遅滞なくセカンダリーサーバーに複製し、この切り替えを透過的、かつ、取引への影響を与えることなく行う対応等とする。
 - a. マッチングエンジンサーバー
 - b. データベースサーバー
- ③ データベースは、データベース管理システムを使用し、ストレージは、記憶媒体であるディスクに高い信頼性を持たせ、システム稼働中のディスク交換も可能とする仕様とする。
- ④ データベースをソースデータとし、マッチングエンジンに従属する以下のシステムについても、当社データセンター内において完全な冗長化を図り、プライマリーサーバーに障害が発生した場合に、セカンダリーサーバーにて処理を継続することができるよう構築する。
 - a. PTS レポート用サーバー
 - b. PTS ウェブ用サーバー
 - c. バックオフィス用サーバー
- ⑤ サーバー間を接続するスイッチ、ファイアウォール機能を有するルーター等ネットワーク機器についても当社データセンター内で完全に冗長化を図る。サーバーおよび各スイッチの接続についてもプライマリーの接続線とセカンダリーの接続線の二重化を施す。

ハ セキュリティの確保

① 当社システムに対する外部からの不正な侵入を防ぐため、適切なファイアウォールを敷く。

② 取引参加者等とのシステム接続をするための外部接続回線については、セキュリティの保たれた専用回線を使用する。

③ システムを構築する各モジュールへのアクセスについては、システム管理者の管理のもと ID とパスワードにより管理し、アクセスについては、全てログが残る仕組みにする。

ニ データのバックアップおよびバックアップテープの外部保管管理

① データのバックアップおよび復元については、対象・方法等を定め、適切なデータのバックアップ体制を構築する。

② オペレーティングシステム、アプリケーションのログおよび取引に関するトランザクションデータは、オンラインのバックアップを日々実施し、月次で磁気記録媒体により第三者が管理する分別保管場所に転送し予備保存する。

a. 分別保管場所においては、保管環境管理およびテープの配達時間保証等適切な管理と運用を行う。

b. 万一の再生に備え、データの復元の手順を文書化し、データ復旧テストを実施する。

c. ルーターおよびスイッチのコンフィグレーション・ファイルについては、変更の都度バックアップを施す。

ホ データセンターの保守と管理

当社は立地、建物の耐震性および堅牢性、防火対策、セキュリティ、電源供給、ネットワーク等における当社基準への合致状況を踏まえ、JNX 社とのサービス契約に基づいて株式会社アット東京の提供するデータセンターサービスを利用し、当社の所有する、業務に関連するサーバーおよびネットワーク機器等を当該データセンター内に設置する。

ヘ ハードウェアの保守と管理

① 機器の保守契約に基づき、管理手順を定める。

② 保守業者は、保守部品の在庫を持つ。

ト コンピューター・オペレーションの管理

① コンピューター・オペレーターの基礎訓練および実践訓練を行う。機関人員の代替員を確保し、職務の分別化を図る。

② 日常的手続きおよび重要手続きの文書化ならびに業務手続の標準化、全アプリケーションの稼働指示書、稼働支持の更新、承認手続きおよび緊急修理の適切な承認と事後の文書化を行う。

③ コンピューターか同時の電力消費を管理・モニターする。

チ データベースの管理

- ① フィールド・レベルでのセキュリティをサポートするデータベース管理システムを使用する。
- ② データベースの修正は原則として行わず、データベースはアクセス制限を施すことにより、管理する。
- ③ データベースの修正は原則として行わず、データベースはアクセス制限を施すことにより管理する。
- ④ データベースの修復および再スタート等の手続きは文書化するとともに定期的にテストを実施する。
- ⑤ データベースは、修復に備え、定期的にバックアップを行う。

リ システム監視

システムおよびネットワークの監視は、監視対象・内容を定め、適切な監視体制を構築する。

第13条 システム障害発生時の行動計画

システム障害発生時の行動計画は以下のとおりとする。

(1) 障害時の引継ぎ

当社が利用するデータセンター内に設置された、マッチングエンジンを含むコンピューター・システムは、データセンター内において完全冗長性を保ち、データの完全二重化も常時図ることにより、第1次システムに障害が発生した場合、業務継続ができるよう自動的、かつ、速やかに第2次システムに移行する。

(2) システム障害の発生時の対応

システム障害が発生した際には、障害の重要度を判断し、適切な復旧体制へ迅速に移行する。

附則

- 1 主管は取引管理部とする。
- 2 2022年2月28日に制定し、2022年3月1日から施行する。
- 3 2022年3月15日に改訂し、2022年3月15日から施行する。
- 4 2022年3月28日に改訂し、2022年4月6日から施行する。
- 5 2022年9月28日に改訂し、2022年9月30日から施行する。
- 6 2023年5月31日に改訂し、2023年6月5日から施行する。
- 7 2025年6月16日に改訂し、2025年7月1日から施行する。

別表 1:呼値の刻み

価格の水準	呼値の刻み			
	TOPIX100	TOPIX Mid400	左記以外	
3,000 円以下	0.1 円	0.1 円	0.1 円	
3,000 円超	5,000 円以下	0.1 円	0.1 円	0.5 円
5,000 円超	10,000 円以下	0.1 円	0.1 円	1 円
10,000 円超	30,000 円以下	0.1 円	0.5 円	1 円
30,000 円超	50,000 円以下	0.1 円	1 円	5 円
50,000 円超	100,000 円以下	1 円	1 円	10 円
100,000 円超	300,000 円以下	1 円	5 円	10 円
300,000 円超	500,000 円以下	1 円	10 円	50 円
500,000 円超	1,000,000 円以下	1 円	10 円	100 円
1,000,000 円超		1 円	100 円	100 円

別表 2：制限値幅

基準価格	制限値幅(上下)
100 円未満	30 円
100 円以上	200 円未満
200 円以上	500 円未満
500 円以上	700 円未満
700 円以上	1,000 円未満
1,000 円以上	1,500 円未満
1,500 円以上	2,000 円未満
2,000 円以上	3,000 円未満
3,000 円以上	5,000 円未満
5,000 円以上	7,000 円未満
7,000 円以上	10,000 円未満
10,000 円以上	15,000 円未満
15,000 円以上	20,000 円未満
20,000 円以上	30,000 円未満
30,000 円以上	50,000 円未満
50,000 円以上	70,000 円未満
70,000 円以上	100,000 円未満
100,000 円以上	150,000 円未満
150,000 円以上	200,000 円未満
200,000 円以上	300,000 円未満
300,000 円以上	500,000 円未満
500,000 円以上	700,000 円未満
700,000 円以上	1,000,000 円未満
1,000,000 円以上	1,500,000 円未満
1,500,000 円以上	2,000,000 円未満
2,000,000 円以上	3,000,000 円未満
3,000,000 円以上	5,000,000 円未満
5,000,000 円以上	7,000,000 円未満
7,000,000 円以上	10,000,000 円未満
10,000,000 円以上	15,000,000 円未満
15,000,000 円以上	20,000,000 円未満
20,000,000 円以上	30,000,000 円未満
30,000,000 円以上	50,000,000 円未満
50,000,000 円以上	10,000,000 円